

医療法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年8月17日

墨田区長 山 本 亨

墨田区規則第48号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（平成9年墨田区規則第16号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第8条」を「第8条第1項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（設置の届出）

第8条の2 法第8条第2項の規定によるオンライン診療受診施設の設置の届出は、第10号の2様式による。

第9条中「若しくは第3項」を「、第3項若しくは第4項」に改める。

第11条中「又は助産所」を「、助産所又はオンライン診療受診施設」に改める。

第12条中「又は助産所の開設者」を「若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者」に改める。

第1号様式（第2片）（裏）中

「

25 添付書類

」

を

「

25 添付書類

」

に改める。

第2号様式（裏）中

「

16 添付書類

」

を

「

16 添付書類

」

に改める。

第3号様式（第2片）中

「

14 添付書類

」

を

1 4 添付書類

に改める。

第7号様式（第1片）（表）中

5 診 療 日 時	
-----------	--

を

5 診 療 日 時	
6 オンライン診療	有 ・ 無

に改め、同様式（第1片）（裏）中「6」を「7」に、「7」を「8」に、「8」を「9」に、「9」を「10」に改め、同様式（第2片）中「10」を「11」に、

1 1 添付書類

を

1 2 添付書類

に、

「（注3） 臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写しの添付は、本証の提示確認に代えることができます。提示確認の場合は、該当欄に保健所担当者の確認 印を受けてください。」

「（注3） 臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写しの添付は、本証の提示確認に代えることができます。提示確認の場合は、該当欄に保健所担当者の確認 印を受けてください。」

上記の添付書類のほか、内容確認のため、追加書類を求める場合があります。める。

第8号様式（第1片）（表）中「第8条」を「第8条第1項」に、

「

7 診 療 日 時	
-----------	--

」

を

「

7 診 療 日 時	
8 オンライン診療	有 ・ 無

」

に改め、同様式（第1片）（裏）中「8」を「9」に、「9」を「10」に、「10」を「11」に、「11」を「12」に、「12」を「13」に改め、同様式（第2片）（表）中「13」を「14」に、「14」を「15」に、「15」を「16」に、「16」を「17」に改め、同様式（第2片）（裏）中「17」を「18」に、「18」を「19」に、「19」を「20」に、「20」を「21」に、「21」を「22」に、「22」を「23」に改め、同様式（第3片）（表）中「23」を「24」に、「24」を「25」に、「25」を「26」に、「新生児入浴室」を「新生児入浴施設」に、「26」を「27」に改め、同様式（第3片）（裏）中「27」を「28」に、「28」を「29」に、「29」を「30」に、

「（注3） 臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写しの添付は、本証の提示確認に代えることができます。提示確認の場合は、該当欄に保健所担当者の確認印を受けてください。」を

「（注3） 臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写しの添付は、本証の提示確認に代えることができます。提示確認の場合は、該当欄に保健所担当者の確認印を受けてください。」に

上記の添付書類のほか、内容確認のため、追加書類を求める場合があります。」

改める。

第9号様式（第1片）（表）中「第8条」を「第8条第1項」に、

「

7 診 療 日 時	
-----------	--

」

を

「

7 診 療 日 時	
8 オンライン診療	有 ・ 無

」

に改め、同様式（第1片）（裏）中「8」を「9」に、「9」を「10」に、「10」を「11」に、「11」を「12」に、「12」を「13」に改め、同様式（第2片）（表）中「13」を「14」に、「14」を「15」に、「15」を「16」に、「16」を「17」に改め、同様式（第2片）（裏）中「17」を「18」に、「18 建築確認」を「19 建築確認」に、「19」を「20」に、

「（注3） 臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写しの添付は、本証の提示確認に代
えることができます。提示確認の場合は、該当欄に保健所担当者の確認印を受け
てください。」を

「（注3） 臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写しの添付は、本証の提示確認に代
えることができます。提示確認の場合は、該当欄に保健所担当者の確認印を受け
てください。」に改

上記の添付書類のほか、内容確認のため、追加書類を求める場合があります。」
める。

第10号様式（第1片）（表）中「第8条」を「第8条第1項」に改め、同様式（第2片）（表）中「新生児入浴室」を「新生児入浴施設」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

第 1 0 号の 2 様式

墨田区長 あて	年 月 日
設置者	住 所 氏 名 電 話 番 号 ()
(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)	
オンライン診療受診施設設置届	
オンライン診療受診施設を設置したので、医療法第 8 条第 2 項の規定により、 下記のとおり届け出ます。	
記	
1 施 設 の 名 称	
2 設 置 の 場 所	電話番号 ()
3 敷地の面積及び 平面図	㎡ (平面図は別添のとおり)
4 建物の構造概要及び平面図 (平面図は別添のとおり)	
(建物名称) (構造) 造 階建て (面積) 建築面積 ㎡・延べ面積 ㎡ (建物の一部を使用する場合) うち、 階 ㎡使用 <オンライン診療受診施設として、車両を届け出る場合> (車種) (車名) (車両番号)	
5 (法人の場合) 管理・運営責任者 の氏名及び連絡先	電話番号 ()
6 設 置 年 月 日	年 月 日
7 添 付 書 類 (1) 設置者が法人であるときは、定款、寄附行為又は条例及び登記事項証明書 (2) 敷地の平面図 (3) 建物の平面図 (縮尺 1 0 0 分の 1 以上のもの) (注) 車両を届け出る場合、それぞれの欄には以下の内容を記載することとする。 ・ 「2 設置の場所」の欄については、当該車両が日常的に駐車している場所及び巡回 予定地区を記載すること。また、届出は巡回する地区を管轄する都道府県、保健所設置 市又は特別区に提出すること。 ・ 「3 敷地の面積及び平面図」の欄については、記載不要とする。 ・ 「4 建物の構造概要及び平面図」の欄については、当該車両の車種、車名及び車両番 号を記載すること。 上記の添付書類のほか、内容確認のため、追加書類を求める場合があります。	

「開設者」を「開設者（設置者）」に、「診療所（助産所）開設許可」

（届出）事項の変更届」を「診療所（歯科診療所、助産所又はオンライン診療受診施設）開設許可（開設（設置）届出）事項の変更届」に、

2 開設の場所	電話番号（ ） ファクシミリ番号（ ）
3 開設許可（届出） 年月日及び番号	年 月 日 第 号

を

2 開設（設置） の場所	電話番号（ ） ファクシミリ番号（ ）
3 開設許可（開設 （設置）届出）年 月日及び番号	年 月 日 第 号

に、

「（注3） 臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写しの添付は、本証の提示確認に代えることができます。提示確認の場合は、該当欄に保健所担当者の確認印を受けてください。」

を

「（注3） 臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写しの添付は、本証の提示確認に代えることができます。提示確認の場合は、該当欄に保健所担当者の確認印を受けてください。」

上記の添付書類のほか、内容確認のため、追加書類を求める場合があります。

に改める。

「開設者 住所」を「開設者 住所」に、「助産所」
第14号様式中 氏名 電話番号（設置者）電話番号

を「歯科診療所、助産所又はオンライン診療受診施設」に、

3 開設許可(届出)の年月日及び番号	
--------------------	--

を

3 開設許可(開設(設置)届出)の年月日及び番号	
--------------------------	--

に、

6 休止の予定期間	
-----------	--

を

6 休止の予定期間	
7 診療録等の保存先	保存責任者氏名： 住所： 電話番号： 保存場所名称等： 所在地：

(注) 診療録は5年保存、特定生物由来製品を使用した記録は20年保存

に改める。

第15号様式中 「開設者 住所 氏名 電話番号」 を 「開設者 住所 氏名 (設置者) 電話番号」 に、「助産

所」を「歯科診療所、助産所又はオンライン診療受診施設」に、

3 開設許可(届出)の年月日及び番号	
--------------------	--

を

3 開設許可（開設（設置）届出）の年月日及び番号	
--------------------------	--

に改める。

第16号様式中「診療所（助産所）開設者死亡（失踪）届」を「診療所（歯科診療所、助産所又はオンライン診療受診施設）開設者（設置者）死亡（失踪）届」に、「開設者が」を「開設者（設置者）が」に、

3 開設許可（届出）の年月日及び番号	
4 開設者の氏名	
5 死亡（失踪）年月日	年 月 日

を

3 開設許可（開設（設置）届出）の年月日及び番号	
4 開設者（設置者）の氏名	
5 死亡（失踪宣告）の年月日	年 月 日
6 診療録等の保存先	保存責任者氏名： 住所： 電話番号： 保存場所名称等： 所在地：

に改める。

付 則

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の医療法施行細則の規定は、令和8年4月1日から適用する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存する

ものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。